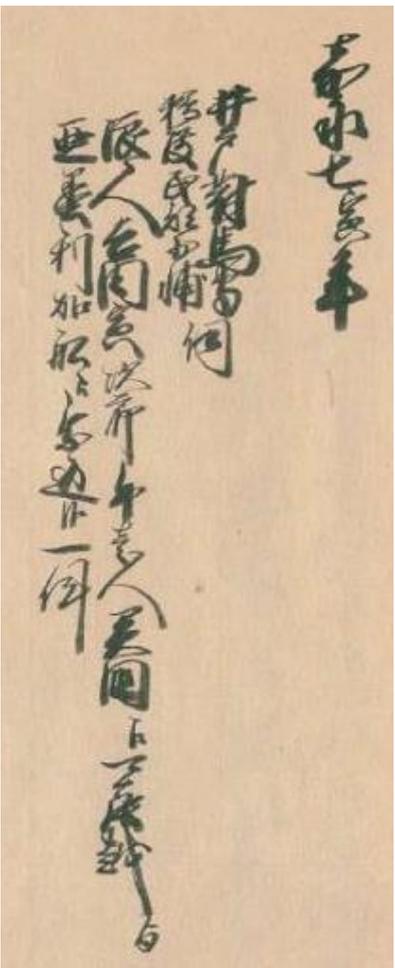
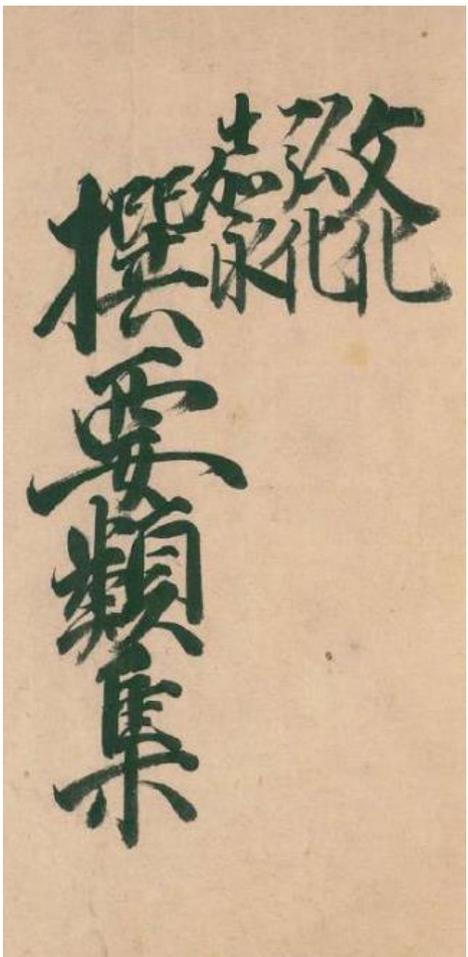


吉田松陰 密航未遂事件

旧幕府引継書 撰要類集

国立国会図書館 蔵



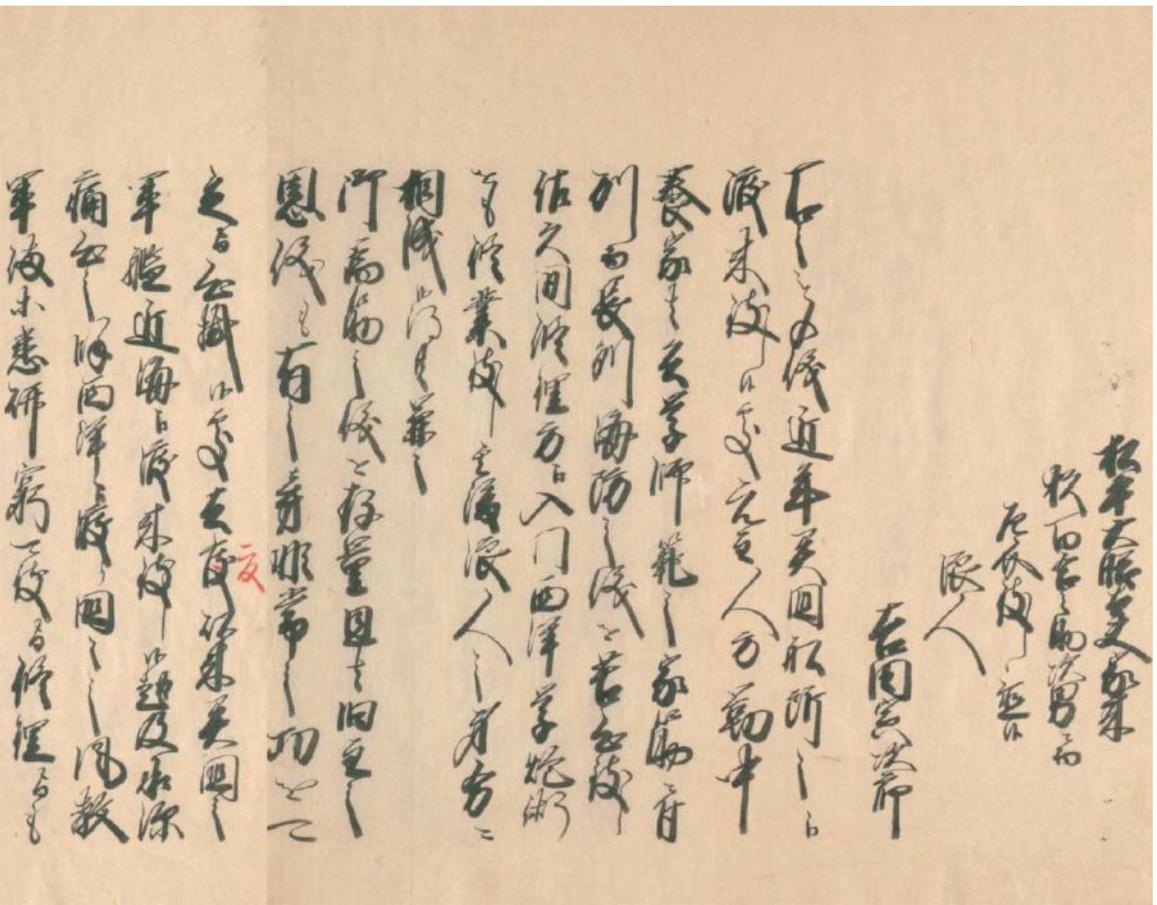
文化
弘化
嘉永

撰要類集

嘉永七寅年

井戸對馬守
鵜殿民部少輔 伺

浪人吉田寅次郎、外吉人、異國へ可罷越と
亞墨利加船へ乗込候一件



松平大膳太夫家来

杉百合之助次男にて

厄介致し置候

浪人

吉田寅次郎

右のもの儀、近年異国船所々へ
 渡来致し候處、元主人方勤中、
 養家は兵学師範の家筋に付、
 別て長州海防の儀を苦心致し、
 佐久間修理方へ入門、西洋学・炮術
 とも修行致し、其後浪人の身分に
 相成候得共、兼々
 御為筋の儀を存量、且は旧主の
 恩義も有之、旁非常の功を可
 立と心掛候處、去夏以来、異国の
 軍艦、近海へ渡来致し候趣及承、深
 痛心の餘、西洋へ渡り、國々の風教・
 軍備等悉研窮可致と、修理とも

・松平大膳太夫

萩藩主

・杉百合之助

・厄介

・元主人方勤中…脱藩前、
長州藩に勤務していた時

・佐久間修理…師の佐久間
象山

・御為筋

・旧主

・風教
・研窮…研究

及後備少氣而多一秋勢候と
知れ急務なる間謀細作を用ひ少
良策無之候得共、重き

御国禁に付、官許は有之間敷、
自然漂流の躰に致し成、事情探索
の上、立歸候はゞ、專

御国の御為に可相成旨申聞、
兼ての内存と符合致し、^し頻に西洋

周遊の念差起、去秋、長崎表へ
渡来の露西亞船に、身分を託候歟、

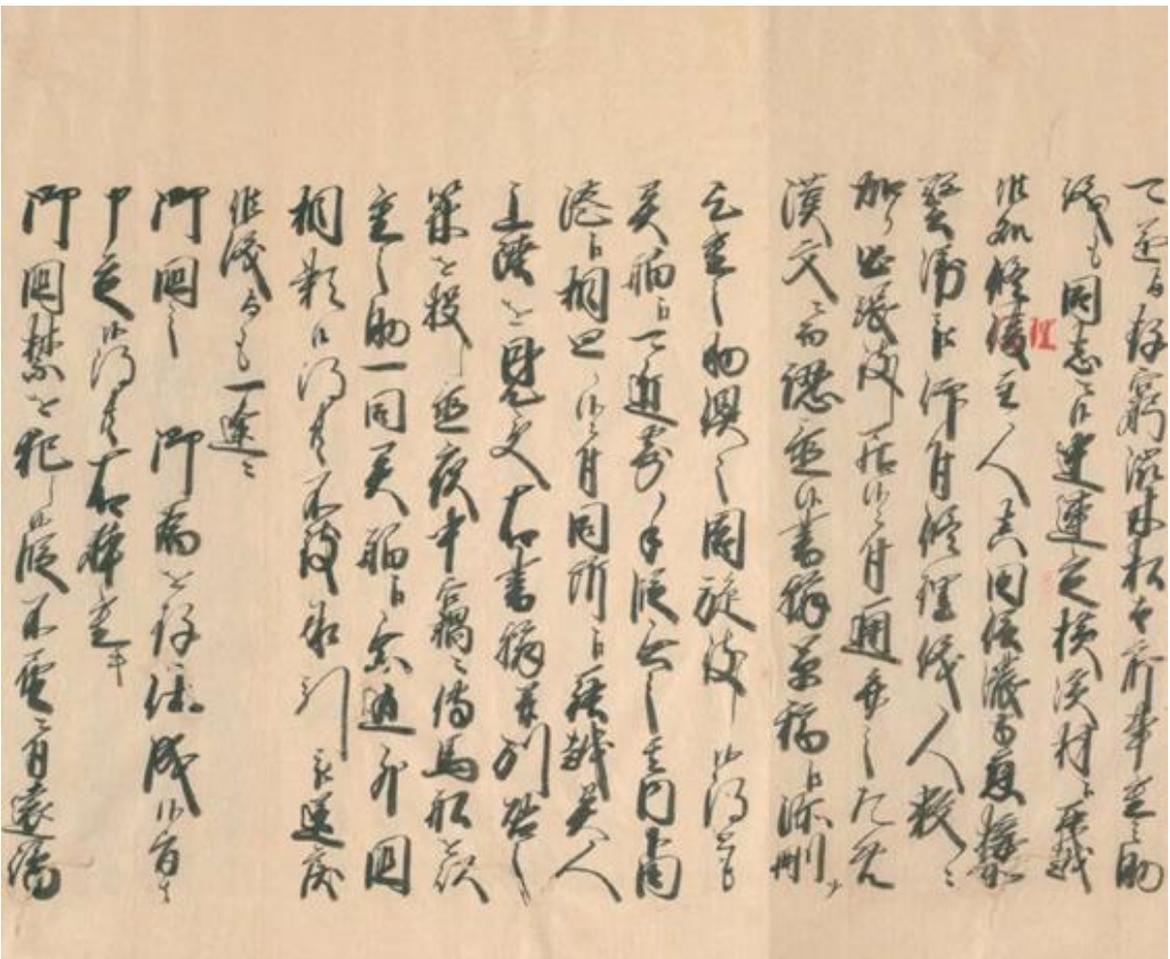
又は漁船を雇、渡海可致と、九州筋
遊歴の積にて、修理方へ暇乞に罷越

候処、此もの胸間を察、送別の詩作を
贈、志を通じ候に付、弥発憤致し、長崎

表へ立越候得共、一旦退帆後にて便を
不得、空敷歸府致し候後、浦賀表へ

亞墨利加渡来、神奈川沖に
碇泊罷在、退帆可致趣及承、宿志を

及後備少氣而多一秋勢候と
知れ急務なる間謀細作を用ひ少
良策無之候得共、重き



可遂と存窮、渋木松太郎事重之助
儀も同志に候迎連立、横浜村へ罷越
候処、修理主人真田信濃守、亦接所
警衛被仰付、修理儀人数に
加り、出張致し居候に付、通弁のため、
漢文にて認置候書翰草稿へ添削を

4

乞、重之助俱々周旋致し候得とも、
異船へ可近寄手段無之、其内下田
港へ相廻り候に付、同所へ罷越、異人
上陸を見受、右書翰并別啓（替力）の
策を投じ置、夜中竊ひそかに伝馬船を以
重之助一同異船へ乗込、外国
相頼候得共、不致承引、被送戻
候儀とも、一途に

御国の御為を存、仕成候旨は
申立候得共、右躰重き
御国禁を犯し候段、不屈に付、遠島

書面吟味所并御仕置附の趣
 門廻り門為を好まず等也
 抛取帯し加さるる仕成候
 女物相穿り流石は重刑に并戸
 対馬守申上候例の八右衛門は
 素々利欲の為企候ものにて、
 心底更に別段のものに付、相当
 とも難申、再応先例相糺
 候処、相当の例相見不申、
 天保元寅年、筒井肥前守町奉行
 の節、大目付・御目付立合御詮議
 之上、御仕置被仰付候御書物
 奉行天文方兼帯高橋作左衛門儀、
 地誌并蘭書和解等の御用
 相勤罷在候に付、御用立候書籍
 取出差上候はゞ、

書面吟味所并御仕置附の趣
 にても

御国の御為を存、身命を

抛、非常の功を可立と仕成候段は、

無紛相聞候処、御仕置附に并戸

対馬守申上候、例の八右衛門は

素々利欲の為企候ものにて、

心底更に別段のものに付、相当

とも難申、再応先例相糺

候処、相当の例相見不申、

天保元寅年、筒井肥前守町奉行

の節、大目付・御目付立合御詮議

之上、御仕置被仰付候御書物

奉行天文方兼帯高橋作左衛門儀、

地誌并蘭書和解等の御用

相勤罷在候に付、御用立候書籍

取出差上候はゞ、

門為筋にも可相成と兼て心掛
 候由は申立候得共、去る戌年、江戸
 参府の阿蘭陀人外科
 シーホルト儀、魯西亞著述の書籍・
 阿蘭陀属国の新図所持
 致し候趣、通詞吉雄忠次郎と
 及承、右書類手に入、和解致し、
 差上度一図に存込、懇望致し
 候得共、容易に不手放候間、
 忍び候て度々旅宿へ罷越、
 懇意を結び候上、右書籍交易
 の儀申談候処、シーホルト儀、日本并
 蝦夷地宜図有之候はゞ、取替可
 申旨申聞、右地図異国へ相渡
 候儀は、
 御制禁に可有之哉とは存
 候得共、右にかかわり、珍書取失ひ
 候も残念に存、下河边林右衛門へ

丁酉是年御用而仕立候測量
 之日本并蝦夷の地図・地名等
 之略致し、新規に仕立させ、
 両度に差贈、右書籍賞受、并
 東韃紀行、北夷紀行、九州
 小倉・下の関辺の測量切
 繪圖等貸遣、其後シーホルト
 日本圖へ蝦夷并カラフト・クナシリ
 エーロフ・ウルツフ辺引続候縮圖
 仕立呉候様申越候に付、差贈
 候心得にて、是又林右衛門へ申付、
 仕立出来致し候得共、望の
 書類手に入候上は、最早差遣
 候には不及儀と追て心付、右
 繪圖は不差贈候處、右次第
 及露頭、御詮議の上、シーホルト
 歸国不致内、地圖其外共取上
 候得共、右躰不容易品、阿蘭

申付、先年御用にて仕立候測量
 の日本并蝦夷の地図・地名等
 差略致し、新規に仕立させ、
 両度に差贈、右書籍賞受、并
 東韃紀行、北夷紀行、九州
 小倉・下の関辺の測量切
 繪圖等貸遣、其後シーホルト
 日本圖へ蝦夷并カラフト・クナシリ
 エーロフ・ウルツフ辺引続候縮圖
 仕立呉候様申越候に付、差贈
 候心得にて、是又林右衛門へ申付、
 仕立出来致し候得共、望の
 書類手に入候上は、最早差遣
 候には不及儀と追て心付、右
 繪圖は不差贈候處、右次第
 及露頭、御詮議の上、シーホルト
 歸国不致内、地圖其外共取上
 候得共、右躰不容易品、阿蘭

陀人へ相渡重き
 御国禁を背候段、不届の至、
 判平日及所入用筋の儀、
 假令私欲は無之候ても、勝手
 向入用と打込に遣払、紛敷
 取斗、其上身持不慎の儀も
 有之、旁御旗本の身分に有
 之間敷儀、重々不届に付、
 存命に候得ば、死罪可被仰付
 もの段、一件のもの共に申渡
 候例有之、右に見合、御為筋に
 可致との心得違より、
 御国禁を犯候段は似寄に
 候得共、御国の絵図等相渡
 候儀等は無之、格別品輕候間、
 猶例相糺候處、天保十亥年
 評議に御下げ被成候、大草安房守
 町奉行勤役の節、相伺候

陀人へ相渡、重き

御国禁を背候段、不届の至、
判平日及所入用筋の儀、

假令私欲は無之候ても、勝手
向入用と打込に遣払、紛敷

取斗、其上身持不慎の儀も
有之、旁御旗本の身分に有

之間敷儀、重々不届に付、
存命に候得ば、死罪可被仰付

もの段、一件のもの共に申渡
候例有之、右に見合、御為筋に

可致との心得違より、
御国禁を犯候段は似寄に

候得共、御国の絵図等相渡
候儀等は無之、格別品輕候間、

猶例相糺候處、天保十亥年
評議に御下げ被成候、大草安房守

町奉行勤役の節、相伺候

三宅土佐守家来渡辺登儀
 主人領分三州田原は遠州
 洋中へ出張場所にて、此者儀
 海岸掛相心得罷在候に付、
 海防手当は勿論、異国の
 事情に通じ、主人の補翼に
 相成度心底にて長英并小関
 三英、幡崎鼎厚交り、蘭書を
 学び、西洋諸国の風俗并
 去年参向の甲比丹ニイマン
 説話等伝聞の儘、筆起致し
 置候分書集、駄舌惑問、同小
 作を著述致し、其上追々蘭書
 の理義、相分の候に随ひ、国
 の政教・武備等行届候様
 存なされ、主人領分海岸手当
 等の儀、深心配致し罷在候処、
 イギリス人モリソンと申もの、日本

漂流しよりの自國へ船に乗せ
 江戸近海へ送來候處旨、甲比丹
 内々申上候由の風聞及承、右
 モリソンは暫唐土へ留学致し、
 学力も有之、當時官録重く
 被用候人物の旨、傳聞の説を
 事實と心得、彼國表に信義を
 唱、漂民を送來候處、近年被
 仰出候通打拂等被仰付候ては
 後來、恨を結び不可然旨、存迷ひ
 慎機論并海外事情、尋を
 受答候趣の書面を綴、右の
 内には井蛙、鷓鴣せいあ しやうきう或は盲瞽
 想像等の譬を取、其外恐多き
 事共を相認
 御政事を批判致し候段、畢竟
 海岸御手当薄く候ては、不慮
 の儀有之節

漂流のものを、自國の船へ乗せ、
 江戸近海へ送來候處旨、甲比丹
 内々申上候由の風聞及承、右
 モリソンは暫唐土へ留学致し、
 学力も有之、當時官録重く
 被用候人物の旨、傳聞の説を
 事實と心得、彼國表に信義を
 唱、漂民を送來候處、近年被
 仰出候通打拂等被仰付候ては
 後來、恨を結び不可然旨、存迷ひ
 慎機論并海外事情、尋を
 受答候趣の書面を綴、右の
 内には井蛙、鷓鴣せいあ しやうきう或は盲瞽
 想像等の譬を取、其外恐多き
 事共を相認
 御政事を批判致し候段、畢竟
 海岸御手当薄く候ては、不慮
 の儀有之節

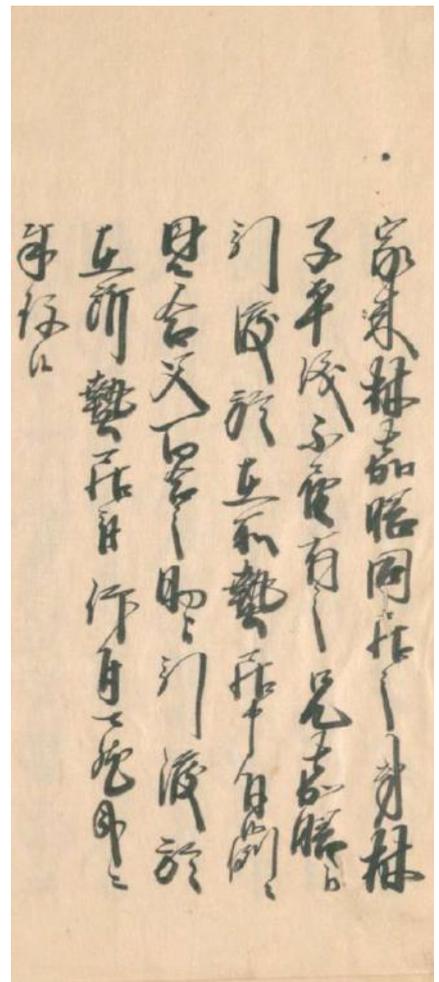
國家一御為不相成儀と一途に
 存過し候心底を以、自問自答
 の心得にて右の通、認掛候得ば
 はからずも不容易文勢に流れ候
 に付、恐入候儀と相弁、未稿を終
 不申、下書の儘仕舞置、他見
 為致候儀は、更に無之由は申立
 候得共、右始末不憚
 公儀不敬の至、重役相勤候
 身分、別て不届に付、主人
 家来へ引渡、於在所蟄居と
 相伺、評議の上、伺の通と申上、
 其通相濟候例有之、右に見合
 候ても所業は違候得共、一躰如
 今般
 御為を存候心底ら重
 御国禁を犯候類は事実
 おいては強て不届とも難申、

畢竟

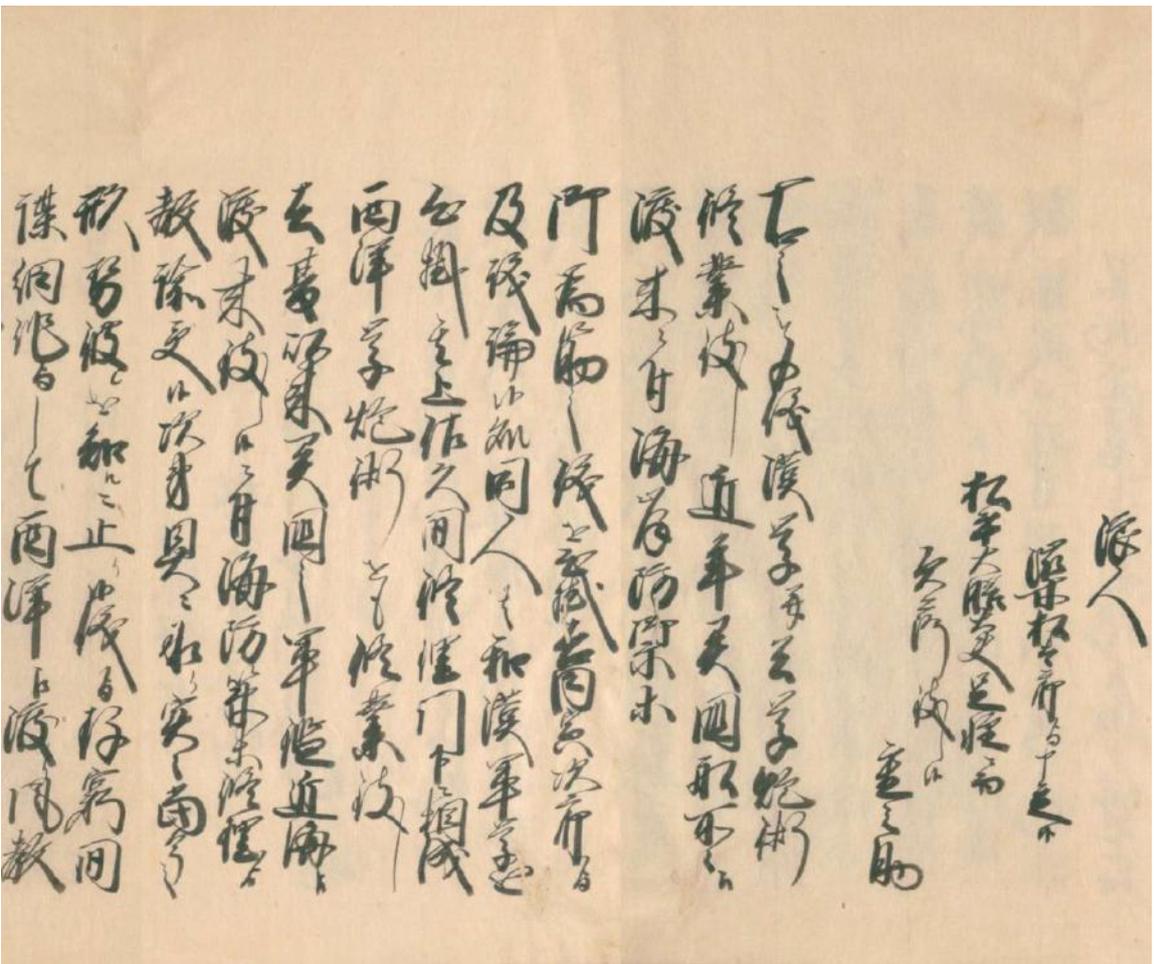
門法^ニあ^リて^モ主^トに^テ難^ク相^成
御仕置^ニ被^リ仰^付候儀^ニ付
門^ノ回^禁を^モ犯^ス候^儀を^以、^嚴科^ニ
被^リ行^候歟、^又は^心底^ノ所^を以
格^別に^御宥^恕有^之候^歟、^右
両^様ノ^内に^被仰^付候^方、^当然^ニ
に^て、^彼是^巨細^に段^階を^論じ
追^放等^に被^リ仰^付候^筋には^有之
間^敷候^間、^別紙^を以^對馬^守
申^上候^趣も^有之^候得^共、^右等^に
不^拘、^前書^ノ通[、]作^左衛^門に^見合
品^輕く^候上^は、^登に^見合[、]蟄^居に^て
相^當可^致處[、]寅^次郎^は主^人方
暇^相成^候後[、]父^杉百^合助^厄介
相^成居^候もの^に付[、]寛^政四^子年
小^田切^土佐^守町^奉行^勤役^ノ節[、]
伺^上御^答申^付候^松平^陸奥^守

畢竟

御法において其儘には難相成
御仕置被仰付候儀に付、
御国禁をも犯候廉を以、嚴科に
被行候歟、又は心底の所を以
格別に御宥恕有之候歟、右
両様の内に被仰付候方、当然
にて、彼是巨細に段階を論じ
追放等に被仰付候筋には有之
間敷候間、別紙を以對馬守
申上候趣も有之候得共、右等に
不拘、前書の通、作左衛門に見合
品軽く候上は、登に見合、蟄居にて
相当可致處、寅次郎は主人方
暇相成候後、父杉百合助厄介
相成居候ものに付、寛政四子年
小田切土佐守町奉行勤役の節、
伺の上御答申付候松平陸奥守



家来林嘉膳同居の弟・林
子平儀、不届有之、兄嘉膳へ
引渡、於在所蟄居申付候例に
見合、父百合之助へ引渡、於
在所蟄居被仰付可然哉に
奉存候



浪人

浪木松太郎と申立候

松平大膳太夫足輕にて

欠落致し候

重之助

右のもの儀、漢学并兵学・砲術

修行致し、近年異国船所々へ

渡来に付、海岸防禦等

御為筋の儀を心掛、吉田寅次郎と

及議論候処、同人は和漢・軍学を

心掛、其上佐久間修理門下に相成、

西洋学・砲術をも修行致し

去夏以来、異国の軍艦近海へ

渡来致し候に付、海防策等、修理方

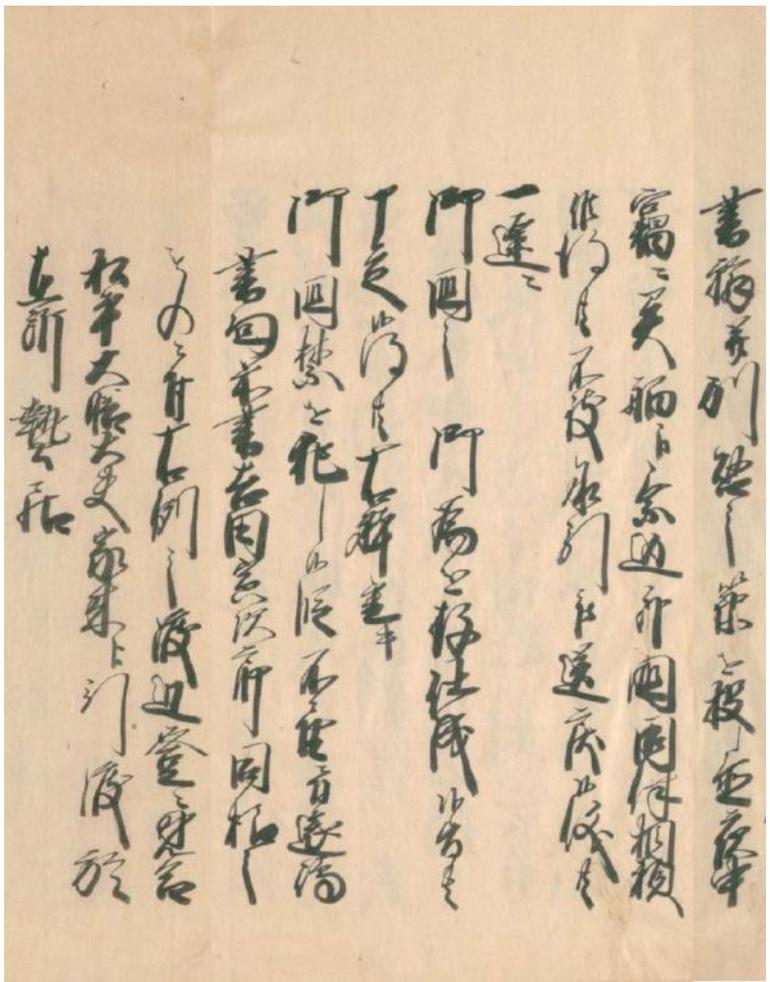
教諭受候次第、具に承り、実々当今の

形勢、彼れを知るに止り候儀と存窮まわめ、間

諜細作として、西洋へ渡り、風教・

軍備等悉研窮致し、立戻候はば
 御国の御為可相成候得共、主家を
 憚り、且は夫となく、親共へも暇乞
 可致と欠落致し候旅中において、
 異国船浦賀表へ再渡致し候趣
 及承候間、動静を考え、手段を以
 可乗組と立戻、身分押隠、鳥山
 新三郎方に寄宿致し、寅次郎へ
 内存相話候處、同志に候迎、俱々
 横浜村へ罷越、周旋致し候處、
 修理主人真田信濃守忝接所
 警衛へ被仰付、修理儀人数に加り、
 出張致し居候に付、通弁のため
 寅次郎取綴候漢文の書翰
 草稿一覽相頼候處、添削致し吳
 候後、異船へ可近寄策を乞候得共
 手段無之内、下田港へ相廻候に付、
 同所へ罷越、上陸の異人へ

軍備等悉研窮致し、立戻候はば
 御国の御為可相成候得共、主家を
 憚り、且は夫となく、親共へも暇乞
 可致と欠落致し候旅中において、
 異国船浦賀表へ再渡致し候趣
 及承候間、動静を考え、手段を以
 可乗組と立戻、身分押隠、鳥山
 新三郎方に寄宿致し、寅次郎へ
 内存相話候處、同志に候迎、俱々
 横浜村へ罷越、周旋致し候處、
 修理主人真田信濃守忝接所
 警衛へ被仰付、修理儀人数に加り、
 出張致し居候に付、通弁のため
 寅次郎取綴候漢文の書翰
 草稿一覽相頼候處、添削致し吳
 候後、異船へ可近寄策を乞候得共
 手段無之内、下田港へ相廻候に付、
 同所へ罷越、上陸の異人へ



書翰并別啓の策を投じ置、夜中
竊に異船へ乗込、外国同伴相頼
候得共、不致承引、被送戻候儀は
一途に

御国の御為を存仕成候旨は
申立候得共、右躰重き

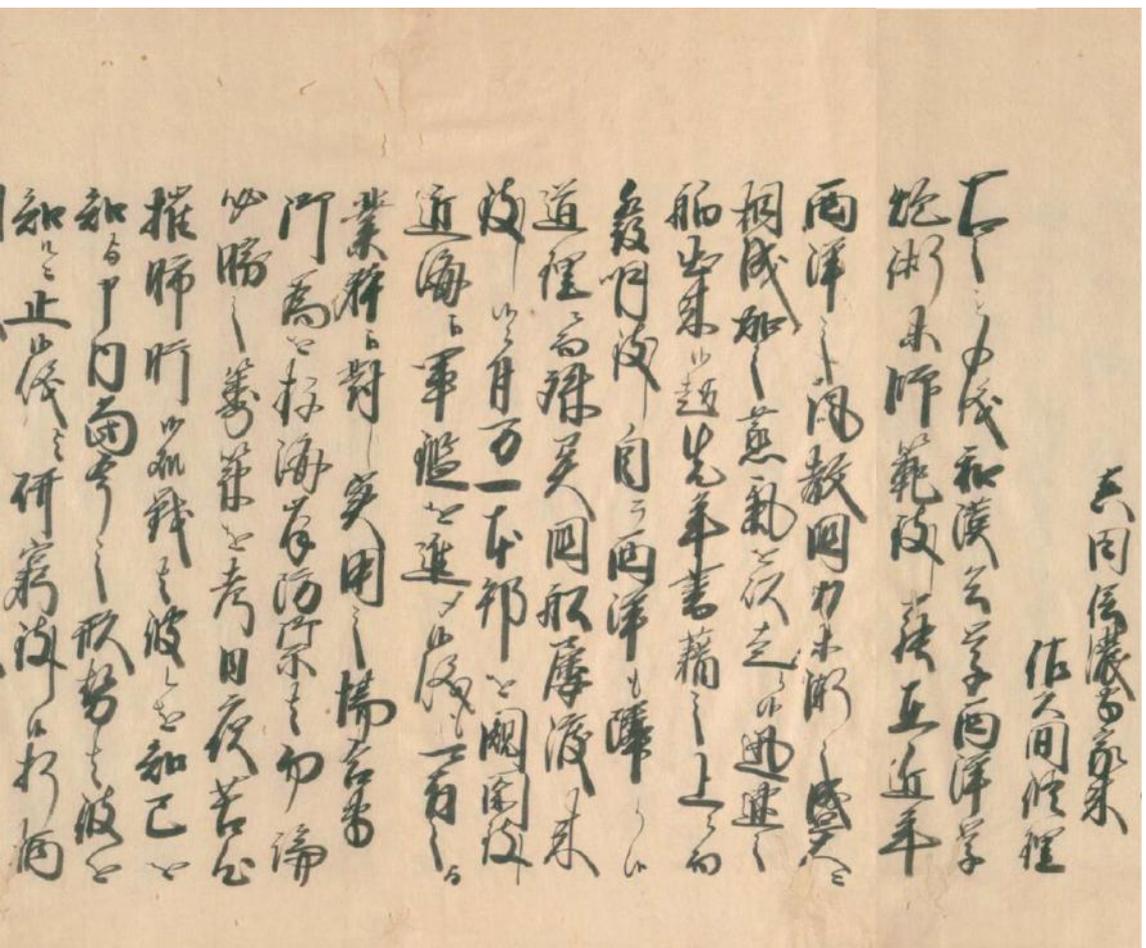
御国禁を犯し候段、不届に付、遠嶋

書面前書吉田寅次郎同様の

ものに付、右例の渡辺登に見合、

松平大膳太夫家来へ引渡、於

在所蟄居



真田信濃守家来

佐久間修理

右のもの儀、和漢・兵学・西洋学・

炮術等師範致し罷在、近年

西洋の風教・国力等、漸々盛大に

相成、加之蒸氣を以走り候迅速の

舶出来候趣、先年書籍の上にて

発明致し、自ら西洋も隣り候

道理にて、殊異国船屢渡来 屢

致し候に付、万一本邦を闕■致し、

近海へ軍艦を進め候儀も可有之と

■(門に愈)うかがい望む

業躰へ対し、実用の場合、専

御為を存、海岸防禦は勿論

必勝の籌策を考、日夜苦心 籌はかりこと

推肺肝候処、戦は彼れを知、己を

知と申内、当今の形勢は彼を

知るに止候儀と研窮致し候折柄、

門人吉田寅次郎儀も此もの
 同様、海防策等の儀を平常痛心
 致し、外国へ渡り、間諜細作を用ひ
 度旨議論致し、元来同志の申
 分にて、其益に当候ものに候得共、異国へ
 渡り候儀は、重き
 御国禁に付、官許は有之
 間敷、自然漂流の躰に致し成
 手段を以西洋へ渡り、事情探索
 致し候はば、帰來の功も可相立旨申聞
 其後同人儀、九州筋遊歴として
 発足致し候由にて、暇乞に罷越
 右は渡洋の企と同人胸中を
 察し、其意を言、選別の詩作を
 送候得共、右の手段は不被行立歸
 候後、当春亞墨利加船、浦賀表へ
 渡來致し、主人信濃守儀、横浜表
 應接所警衛被仰付候に付、

此の儀も軍議役として、同所へ
 出張致し候砌、猥に異船へ近寄間敷
 旨別段被仰出も有之候処、水夫に
 紛れ、異船へ可近付と、吉村一郎へ
 相頼、或は吉田寅次郎儀、重之助
 俱々宿陣へ尋参り、異船へ可乗込と
 通弁のため投じ候漢文の書翰
 草稿を差出候迎、添削致し遣
 殊寅次郎儀、異船へ寄候策を
 索め候節、是又吉村一郎*へ頼の
 文通認遣、終に寅次郎外吉人儀
 下田表へ相廻り、同所において上陸
 の異人へ右書翰を投じ置、夜中
 竊に異船へ乗込、外国同伴相頼
 候得共、不致承引被送戻候次第に
 至り候段、專
 御国の御為を存量仕成候旨は
 申立候得共、元来同志にて重

御国禁を犯し候段不届に付、遠嶋
 書面前書吉田寅次郎等に見合
 其身異国へ可渡と仕成候儀
 には無之候得共、最初ち同意にて
 事を謀候場合において寅次郎
 外吉人より可宥筋無之候間、
 右両人評議に申上候例の
 渡辺登に見合、真田信濃守家来へ
 引渡、於在所蟄居被仰付
 可然哉に奉存候

御国禁を犯し候段不届に付、遠嶋
 書面前書吉田寅次郎等に見合
 其身異国へ可渡と仕成候儀
 には無之候得共、最初ち同意にて
 事を謀候場合において寅次郎
 外吉人より可宥筋無之候間、
 右両人評議に申上候例の
 渡辺登に見合、真田信濃守家来へ
 引渡、於在所蟄居被仰付
 可然哉に奉存候